

## ８０２０運動推進特別事業実施要綱

### 1 目的

この事業は、国民の歯の健康の保持を推進させる観点から、都道府県が地域の実情に応じた８０２０運動に係る政策的な事業を行うとともに、歯科保健事業の円滑な推進体制の整備を行うことを目的とする。

### 2 事業の実施主体

この事業の実施主体は、都道府県とする。

### 3 事業内容

この事業では、次に掲げる全ての事業を実施することとする。

#### (1) ８０２０運動及び歯科口腔保健の推進に関する検討評価委員会の設置

この事業の実施にあたっては、８０２０運動及び歯科口腔保健の推進に関する検討評価委員会を設置すること。

- ・委員は歯科保健医療サービスを利用する立場にある者を含めた委員構成とする。（委員の例：歯科医師、歯科衛生士、母子保健関係者、学校保健関係者、産業保健関係者、介護保険関係者、障害保健福祉関係者、行政、住民等）
- ・８０２０運動及び歯科口腔保健の推進に関する検討評価委員会では、各地域における歯科保健に関する現状を把握・分析した上で課題について検討し、母子保健、学校保健、老人保健や障害保健福祉等の関係部局と連携して、事業計画の策定や評価を行うものとする。

#### (2) ８０２０運動及び歯科口腔保健の推進に資するために必要となる事業

地域の実情に応じて、次に掲げる事業の中から、歯科口腔保健の推進に資するための事業を計画的に行うものとする。なお、都道府県は適切な事業運営が確保できると認められる関係団体等に本事業の全部又は一部を委託することができるものとする。

ア 歯科口腔保健の推進に携わる人材に対する研修事業

イ 歯科口腔保健の推進に携わる人材の確保に関する事業

ウ その他、都道府県等口腔保健推進事業に掲げる事業以外の事業

#### 4 補助条件

- (1) 他の国庫補助事業に該当する事業については、この事業の対象とはしない。
- (2) 交付要綱に定める交付申請のために必要な事業計画書とは別に、別途定める様式にて、事業の計画内容を事業実施の当該年度5月31日又は本実施要綱の改正日から起算して2月を経過した日のいずれか遅い日までに、厚生労働省医政局歯科保健課あて電子媒体にて提出すること。
- (3) 交付要綱に定める実績報告とは別に、別途定める様式にて、事業の実績内容を、事業実施の翌年度5月31日までに厚生労働省医政局歯科保健課あて電子媒体にて提出すること。その際、事業の内容等が記載された概略図も添付すること。なお、提出された事業の実績内容及び概略図は、厚生労働省ホームページ等で公表する場合がある。

# 都道府県等口腔保健推進事業実施要綱

## 第1 口腔保健支援センター設置推進事業

### 1 目的

この事業は、地域住民の歯科疾患の予防等による口腔の健康の保持を推進させる観点から、地域の状況に応じた歯科口腔保健施策を推進させるため、歯科口腔保健の推進に関する法律（以下「歯科口腔保健法」という。）第15条に規定される口腔保健支援センター（以下「支援センター」という。）の設置の推進を図ることを目的とする。

### 2 事業の実施主体

この事業の実施主体は、都道府県、保健所設置市及び特別区とする。

### 3 事業内容

この事業では、都道府県、保健所設置市及び特別区が設置する支援センターの運営等を実施することとする。

### 4 補助条件

支援センターを運営するにあたり、第2のいずれかの事業を合わせて実施し、以下の条件を満たすものとする。

- (1) 支援センターは、都道府県、保健所設置市及び特別区において口腔保健に関連する部署と調整するための行政組織（機能）とする。
- (2) 支援センターには、常勤又は非常勤（会計年度任用職員を含む）の歯科医師1名、歯科専門職（歯科医師又は歯科衛生士）1名以上、合計2名以上配置するものとする。
- (3) 支援センターでは、地域の保健、医療、社会福祉、労働衛生、教育その他の関係者により構成される協議・検討組織が設置されており、地域の状況を踏まえた歯科口腔保健法第7条から第11条までに規定する施策の具体策に取り組むものとする。ただし、歯科口腔保健の推進に関する検討を行うための協議会等が既に設置されている場合については、必ずしもこの限りではない。
- (4) 支援センターの取組は、都道府県健康増進計画その他の法律の規定による計画であって保健、医療又は福祉に関する事項を定めるものと調和が保たれたものとする。

- (5) 交付要綱に定める交付申請のために必要な事業計画書とは別に、別途定める様式にて、事業の計画内容を事業実施の当該年度5月31日又は、本実施要綱の改正日から起算して2月を経過した日のいずれか遅い日までに厚生労働省医政局歯科保健課あて電子媒体にて提出すること。
- (6) 交付要綱に定める実績報告とは別に、別途定める様式にて、事業の実績内容を、事業実施の翌年度5月31日までに厚生労働省医政局歯科保健課あて電子媒体にて提出すること。その際、事業の内容等が記載された概略図も添付すること。なお、提出された事業の実績内容及び概略図は、厚生労働省ホームページ等で公表する場合がある。

## 第2 口腔保健の推進に資するために必要となる事業

### I 歯科疾患予防等事業

#### 1 目的

この事業は、地域住民の口腔の健康の保持を推進させる観点から、地域住民に対してう蝕予防のためのフッ化物局所応用、歯周病予防のための口腔清掃指導、歯科健診（検診）等の歯科疾患の予防の取組や食育の推進等を行い、歯科疾患の予防及び口腔機能の維持向上に関する取組の推進を図ることを目的とする。

#### 2 事業の実施主体

この事業の実施主体は、都道府県、市町村及び特別区とする。なお、実施主体は、適切な事業運営が確保できると認められる関係団体等に、本事業の全部又は一部を委託することができるものとする。

#### 3 事業内容

##### (1) 歯科疾患予防事業

この事業では、次に掲げるいずれかの事業を実施することとする。なお、事業実施にあたっては、効果的な取組となるようア及びイのいずれも実施することが望ましい。

ア う蝕予防のためのフッ化物洗口、又はフッ化物歯面塗布、フッ化物配合歯磨剤の使用又は保健機能食品の使用に関する取組を行う。なお、フッ化物洗口の実施に際しては、製剤・方法等について施設等の関係者の負担等を考慮すること。

イ 歯科疾患予防のための口腔清掃指導や歯科保健指導等の地域における口腔保健の推進に資する歯科疾患予防に関する取組を行う。

## (2) 歯科健診（検診）事業

この事業では、歯科疾患等を早期に発見するための歯科健診（検診）又は歯科疾患等の簡易スクリーニングを実施することとする。本事業の実施にあたっては、歯科健診（検診）の受診率向上に係る施策を実施することが望ましい。また、歯科健診（検診）の結果に応じて、適切な歯科保健指導を実施し、歯科疾患等の重症化予防を目的として、歯科治療が必要な者の歯科医療機関への受診勧奨やフォローアップ等の取組をあわせて実施すること。なお、本事業の対象となる歯科健診（検診）とは、「学校保健安全法（昭和 33 年法律第 56 号）第 11 条に定める就学時の健康診断及び第 13 条に定める児童生徒等の健康診断」、「母子保健法（昭和 40 年法律第 141 号）第 12 条第 1 項に定める健康診査」、「健康増進法（平成 14 年法律第 103 号）第 19 条の 2 に定める厚生労働省令で定める事業による歯科健診（検診）」を除いて、地方公共団体が独自に実施する歯科健診（検診）とする。

## (3) 歯科健診（検診）・クリーニング事業

この事業では、歯科健診（検診）受診率及び歯科健診（検診）受診者のモチベーションの向上等の観点から、歯科健診（検診）とあわせて、歯のクリーニング（歯面清掃）を実施することとする。なお、本事業で実施する歯のクリーニングは、歯科健診（検診）により疾患が発見された場合に、歯科医師が必要性を認め実施されるものを含まない。

## (4) 食育推進等口腔機能維持向上事業

この事業では、食育の推進のために、小児に対する「食べる」ことについての教育や「食べる」機能の発達を促す取組等の口腔機能の獲得や高齢者等に対する誤嚥防止に関する取組等のオーラルフレイル対策等の口腔機能の維持向上に関する活動を行うこととする。

## 4 補助条件

### (1) 他の国庫補助事業に該当する事業については、この事業の対象とはしない。

また、市町村（保健所設置市を除く。）が実施する事業については、当該年度において都道府県等による財政上の支援を受けないこと。

### (2) 市町村（保健所設置市を除く。）が上記 3（4）の事業を実施する場合にあたっては、市町村が策定する食育に係る行政計画と調和を図るため、歯科専門職が参加する市町村食育推進会議等の当該計画の推進に関する協議を行う会議において事業の内容について検討の上、実施すること。

- (3) 都道府県においては、事業内容や対象、実施方法等について、管内市区町村等と調整の上、事業を実施すること。
- (4) 交付要綱に定める交付申請のために必要な事業計画書とは別に、別途定める様式にて、事業の計画内容を事業実施の当該年度5月31日又は本実施要綱の改正日から起算して2月を経過した日のいずれか遅い日までに、厚生労働省医政局歯科保健課あて電子媒体にて提出すること。また、都道府県においては、市町村（保健所設置市を除く。）の事業の計画内容を取りまとめの上で提出すること。
- (5) 交付要綱に定める実績報告とは別に、別途定める様式にて、事業の実績内容を、事業実施の翌年度5月31日までに厚生労働省医政局歯科保健課あて電子媒体にて提出すること。その際、事業の内容等が記載された概略図も添付すること。また、都道府県においては、市町村（保健所設置市を除く。）の事業の実績内容及び概略図を取りまとめの上で提出すること。なお、提出された事業の実績内容及び概略図は、厚生労働省ホームページ等で公表する場合がある。

## II 歯科保健医療サービス提供困難者等への歯科保健医療推進等事業

### 1 目的

この事業は、歯科保健医療サービスを受けることが困難な者の口腔の健康の保持を推進させる観点から、障害者支援施設、障害者入所・通所施設、介護保険施設、医療機関及びリハビリテーション施設、災害時の避難所施設等（以下「施設等」という。）を利用若しくは在宅等で療養する障害者（児）、要介護高齢者等又はがん等に係る手術、放射線治療、化学療法等を実施する周術期等（以下「周術期等」という。）の患者に対して、その状況に応じた支援を行い、歯科疾患の予防や口腔衛生状態に伴う合併症の予防等による口腔及び全身の健康の保持・増進を図ること、それぞれの状態に応じた知識や技術を有する歯科専門職や医療・介護関係職種（医師、看護師、介護支援専門員等）を育成することを目的とする。

### 2 事業の実施主体

この事業の実施主体は、都道府県、市町村及び特別区とする。なお、実施主体は、適切な事業運営が確保できると認められる関係団体等に、本事業の全部又は一部を委託することができるものとする。

### 3 事業内容

#### (1) 歯科保健医療推進事業

この事業では、都道府県、市町村及び特別区が次に掲げるいずれかの内容を実施することとする。なお、事業実施にあたっては、効果的な取組となるようア及びイのいずれも実施することが望ましい。

- ア 施設等において定期的に歯科健診（検診）又は歯科医療を受けることができない等、歯科保健医療サービスを受けることが困難な障害者（児）、要介護高齢者等に対する歯科保健医療に係る歯科健診（検診）・巡回健診車を使用した歯科健診（検診）・スクリーニングの実施・歯科口腔保健指導等の提供を行う。
- イ 施設等の職員等に対する口腔の健康の保持・増進及び歯科疾患の予防に係る普及啓発及び指導を行う。

#### (2) 歯科医療技術者養成・口腔機能管理等研修事業

この事業では、都道府県、保健所設置市及び特別区が、歯科保健医療サービスを受けることが困難な者のそれぞれの状態に応じた診療上の知識や技術等を有する歯科専門職を育成するための実習（歯科医療技術者養成）又は周術期等に関する口腔機能管理の推進に係る、医療・介護関係職種を対象とした口腔ケア及び口腔機能管理等に関する研修（口腔機能管理等研修）を行うこととする。なお、歯科医療技術者養成及び口腔機能管理等研修をあわせた実施も可能とする。

歯科医療技術者養成に際し、次に掲げる条件を満たすこと。

- ・障害者（児）や要介護高齢者等の診療等に対応できる技術の習得を目的とした実習を必ず実施するものとする。
- ・実習期間は、必ずしも連続して行われる必要はないが、技術の習得が効果的に行われるよう考慮するものとする。
- ・実習の実施主体において実習管理委員会を設置し、実習の進行及び知識や技術の習得状況を管理するものとする。

また、口腔機能管理等研修に際し、次に掲げるいずれかの研修内容を含むこと。なお、本研修を委託する場合は、地域の拠点となる歯科・歯科口腔外科を標榜する病院や地域拠点歯科診療所（口腔保健センター等）など、研修機能を十分に有する歯科医療機関等に委託すること。

- ・歯科専門職の未配置病院等における医療関係職種（医師、看護師等）を対象とした一般的な口腔ケアや歯科との連携等に関する研修
- ・介護関係職種（介護支援専門員等）を対象とした介護保険施設等や在宅等で生活等する要介護高齢者等に関する一般的な口腔ケアや歯科との連携等に関する研修

- ・ 歯科病院若しくは歯科診療所又は在宅等で口腔機能管理を実施する歯科専門職を対象とした歯科治療（要介護高齢者及び障害者（児）等の特定の対象者や特定の疾患等を対象とした内容に限る）に関する研修

#### 4 補助条件

- （１）上記３（１）の事業を実施するにあたり、在宅・施設等における歯科保健の担当者を含む関係者との間で連絡調整する場を設け、歯科保健医療サービスを受けることが困難な者等の実態の把握及び歯科保健医療サービスが提供されていない施設等の優先実施や対象が特定の施設等に偏ることがないよう効果的に取り組むものとする。
- （２）市町村（保健所設置市を除く。）が上記３（１）の事業を実施するにあたっては、行政機関に勤務する常勤又は非常勤（会計年度任用職員を含む）の歯科専門職を１名以上配置しており、事業を実施する体制が整っていること。配置する歯科専門職は、主に歯科口腔保健業務に従事している者とする。
- （３）都道府県は、事業内容や対象、実施方法等について、管内市区町村等と調整の上、事業を実施すること。
- （４）他の国庫補助事業に該当する事業については、この事業の対象とはしない。また、市町村（保健所設置市を除く。）が実施する上記３（１）の事業については、当該年度において都道府県等による財政上の支援を受けないこと。
- （５）交付要綱に定める交付申請のために必要な事業計画書とは別に、別途定める様式にて、事業の計画内容を事業実施の当該年度５月３１日又は本実施要綱の改正日から起算して２月を経過した日のいずれか遅い日までに、厚生労働省医政局歯科保健課あて電子媒体にて提出すること。また、都道府県においては、市町村（保健所設置市を除く。）の事業の計画内容を取りまとめの上で提出すること。
- （６）交付要綱に定める実績報告とは別に、別途定める様式にて、事業の実績内容を、事業実施の翌年度５月３１日までに厚生労働省医政局歯科保健課あて電子媒体にて提出すること。その際、事業の内容等が記載された概略図も添付すること。また、都道府県においては、市町村（保健所設置市を除く。）の事業の実績内容及び概略図を取りまとめの上で提出すること。なお、提出された実績内容及び概略図は、厚生労働省ホームページ等で公表する場合がある。



## 5 留意事項

歯科専門職が障害者（児）や要介護高齢者等に対して行う医療や介護については、当該事業として実施する口腔保健と異なることから、明確に区分して実施すること。

## III 調査研究事業

### 1 目的

この事業は、地域における必要な歯科保健施策の効率化を図るとともに、チーム医療や全身疾患に対応する多職種連携を推進させる観点から、歯科に係る調査研究や多職種連携の取組の検証等を行い、その成果を地域において普及・活用することを目的とする。

### 2 事業の実施主体

この事業の実施主体は、都道府県、保健所設置市及び特別区とする。なお、実施主体は、適切な事業運営が確保できると認められる関係団体等に、本事業の全部又は一部を委託することができるものとする。

### 3 事業内容

この事業では、都道府県、保健所設置市及び特別区が次に掲げる事業を実施することとする。

#### （1）歯科口腔保健調査研究事業

地域における歯科に関する実態調査、要介護者や障害者（児）と健常者の口腔状況の比較、歯・口腔の健康と全身の健康や医療費との関係、歯科保健情報の電子化の活用等の歯科口腔保健に係る調査研究の実施及びその成果の普及・活用を行う。

#### （2）多職種連携等調査研究事業

医科・歯科連携等、多職種連携の先駆的な取組に対する安全性や効果の分析、口腔の健康と全身の健康の関係等の歯科口腔保健に係る調査研究の実施及びその成果の普及・活用を行う。また、事業の実施に際して、医科・歯科の関係者等により構成される連携協議会を設置し、地域の実情を踏まえた普及及び連携の実践に取り組むものとする。なお、既に連携協議会が設置されている場合は、この限りでない。

#### 4 補助条件

- (1) 上記3の事業を実施するにあたっては、事業による調査研究等を取りまとめた報告書を作成し、事業実施の翌年度5月31日までに厚生労働省医政局歯科保健課あて電子媒体にて提出すること。
- (2) 他の国庫補助事業に該当する事業については、この事業の対象とはしない。
- (3) 交付要綱に定める交付申請のために必要な事業計画書とは別に、別途定める様式にて、事業の計画内容を事業実施の当該年度5月31日又は本実施要綱の改正日から起算して2月を経過した日のいずれか遅い日までに、厚生労働省医政局歯科保健課あて電子媒体にて提出すること。
- (4) 交付要綱に定める実績報告とは別に、別途定める様式にて、事業の実績内容を、事業実施の翌年度5月31日までに厚生労働省医政局歯科保健課あて電子媒体にて提出すること。その際、事業の内容等が記載された概略図も添付すること。なお、提出された事業の実績内容及び概略図は、厚生労働省ホームページ等で公表する場合がある。